

## 「インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成19～25年度)

(対象：正会員・準会員191行、単位：件、百万円)

## 1. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成19年度	159	124	3	1
平成20年度	58	73	0	0
平成21年度	18	16	0	0
平成22年度	35	26	1	9
平成23年度	87	132	19	103
平成24年度	105	120	1	4
平成25年度	985	1,249	36	185
平成25年 4月～6月	123	105	5	9
平成25年 7月～9月	239	271	3	3
平成25年 10月～12月	252	326	5	31
平成26年 1月～3月	371	547	23	142

## 2. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成20年度	57	52	91.2%
平成21年度	13	12	92.3%
平成22年度	33	33	100.0%
平成23年度	87	84	96.6%
平成24年度	100	95	95.0%
平成25年度	978	968	99.0%
平成25年 4月～6月	122	121	99.2%
平成25年 7月～9月	237	234	98.7%
平成25年 10月～12月	249	246	98.8%
平成26年 1月～3月	370	367	99.2%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、当該口座を確認したところ、本人の意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動された等、本人以外による預金等の不正な払戻しが発生しており、資金移動後、振込資金がすでに引出されるなど被害者に返還できない件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

## 「インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成26年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員192行、単位：件、百万円)

## 1. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成26年度	1,094	1,218	121	462
平成26年4月～6月	437	443	91	233
平成26年7月～9月	266	198	23	210
平成26年10月～12月	211	255	5	9
平成27年1月～3月	180	322	2	9
平成27年度	1,218	1,261	65	521
平成27年4月～6月	305	404	10	65
平成27年7月～9月	277	217	33	366
平成27年10月～12月	173	173	17	59
平成28年1月～3月	463	468	5	30
平成28年度	508	585	46	187
平成28年4月～6月	233	215	22	29
平成28年7月～9月	97	150	5	60
平成28年10月～12月	178	220	19	98
平成29年1月～3月				

## 2. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成26年度	1,051	990	94.2%
平成26年4月～6月	422	389	92.2%
平成26年7月～9月	256	248	96.9%
平成26年10月～12月	201	193	96.0%
平成27年1月～3月	172	160	93.0%
平成27年度	1,106	1,088	98.4%
平成27年4月～6月	277	267	96.4%
平成27年7月～9月	253	249	98.4%
平成27年10月～12月	161	161	100.0%
平成28年1月～3月	415	411	99.0%
平成28年度	392	365	93.1%
平成28年4月～6月	218	201	92.2%
平成28年7月～9月	83	75	90.4%
平成28年10月～12月	91	89	97.8%
平成29年1月～3月			

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、当該口座を確認したところ、本人の意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動された等、本人以外による預金等の不正な払戻しが発生しており、資金移動後、振込資金がすでに引出されるなど被害者に返還できない件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客さまに係る件数等。

(注 5) 平成26年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

以 上